

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	会議室等の使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市子育て総合支援センター条例 (平成17年条例第70号)	(条項) 第8条第2項	
基 準 法 令 名	大津市子育て総合支援センターの管理運営 に関する規則(平成18年規則第53号)	(条項) 第12条第1項	
所 管 部 署	福祉部子ども未来局子育て総合支援センター		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則第12条第1項各号に掲げるとおりとする。</p> <p>[根拠法令]</p> <p style="text-align: center;">大津市子育て総合支援センター条例</p> <p>(会議室等の使用料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、会議室等の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>[基準法令]</p> <p style="text-align: center;">大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則</p> <p>(会議室等の使用料の減免)</p> <p>第12条 条例第8条第2項の規定により会議室等の使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市又は本市の執行機関の共催に係る行為をする場合 免除 (2) 公用又は公益上の目的のための行為をする場合 免除 (3) その他所長が必要と認めた場合 その都度所長が定める額の減額 <p>2 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。